

# 新潟県都市計画審議会 第114回常務委員会議案

と き 令和8年6月3日（水）午後3時00分から  
ところ 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県自治会館本館201会議室

新潟県土木部都市局都市政策課

# 目 次

新潟県都市計画審議会常務委員会委員名簿 .....	0-1
招集幹事 .....	0-2
常務委員会への付議について .....	0-3
第1号議案	
産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について .....	1-1

## 新潟県都市計画審議会常務委員会委員名簿

学識経験者（新潟薬科大学教授）	小 瀬 知 洋
〃（長岡技術科学大学准教授）	松 川 寿 也
〃（新潟県消費者協会副会長）	斎 藤 和 子

（五十音順）

国土交通省北陸地方整備局長	高 松 諭
農林水産省北陸農政局長	植 野 栄 治

新潟県議会議員	高 橋 直 揮
市議会議長会代表者（長岡市議会議長）	池 田 和 幸

## 招 集 幹 事

都 市 局 長

五十嵐 祥 二

環 境 政 策 課 長

樋 山 光 英

環 境 対 策 課 長

鈴 木 邦 英

資 源 循 環 推 進 課 長

渡 邊 謙 一

建 築 住 宅 課 長

水 澤 清

都 市 政 策 課 長

小 林 加 津 春

都政 第 111 号  
令和 8 年 6 月 3 日

新潟県都市計画審議会  
常務委員会委員長 様

新潟県知事 花 角 英 世

## 常務委員会への付議について

建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、下記の案件を付議します。

記

議案番号	都市名	件 名
1	村上市	産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

## 第1号議案

# 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

## 1 内 容

施設名称	敷地位置	面積	申請者
産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設	村上市天神岡字庄作4番2 外7筆	6,464.15㎡	村上市久保多町7番3号 株式会社 加藤組 代表取締役 加藤 善典

(別紙図面表示のとおり)

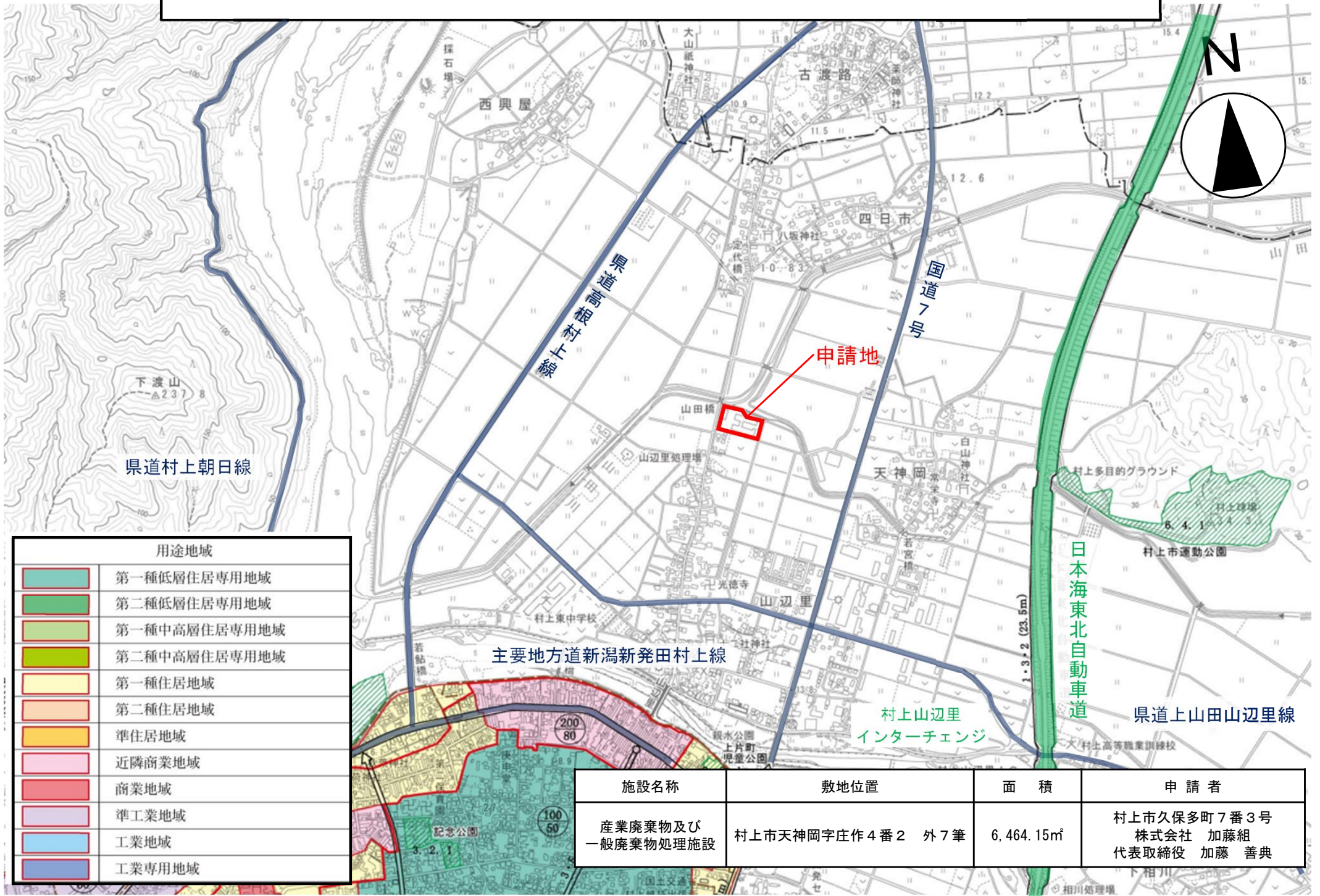
## 2 理 由

本申請は、平成15年に建築基準法（以下「法」という。）第51条ただし書き許可を受けた産業廃棄物である木くずの破砕処理施設を老朽化のため更新するものであり、更新後の処理能力が法施行令第130条の2の3で定める許可時の処理能力の1.5倍を超えるため、法第51条の適用を受けるものである。

このような施設は、都市計画でその敷地の位置を定めることが原則であるが、民間の設置する施設であり、事業の恒久性の担保がないこと等から、都市計画決定をしないものである。

このため、当該処理施設の建築等については、法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可が必要であることから、敷地の位置について都市計画上の支障の有無を付議するものである。

# 産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について



用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

施設名称	敷地位置	面積	申請者
産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設	村上市天神岡字庄作4番2 外7筆	6,464.15㎡	村上市久保多町7番3号 株式会社 加藤組 代表取締役 加藤 善典

# 新潟県都市計画審議会

## 第 114 回常務委員会

### 参 考 資 料

#### 【参考資料】

(付議 第 1 号議案)

産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の

支障の有無について ..... 資料 1

## 【参考資料】

(付議 第1号議案)

産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障  
の有無について

## 添 付 資 料

### 1 申請及び計画概要

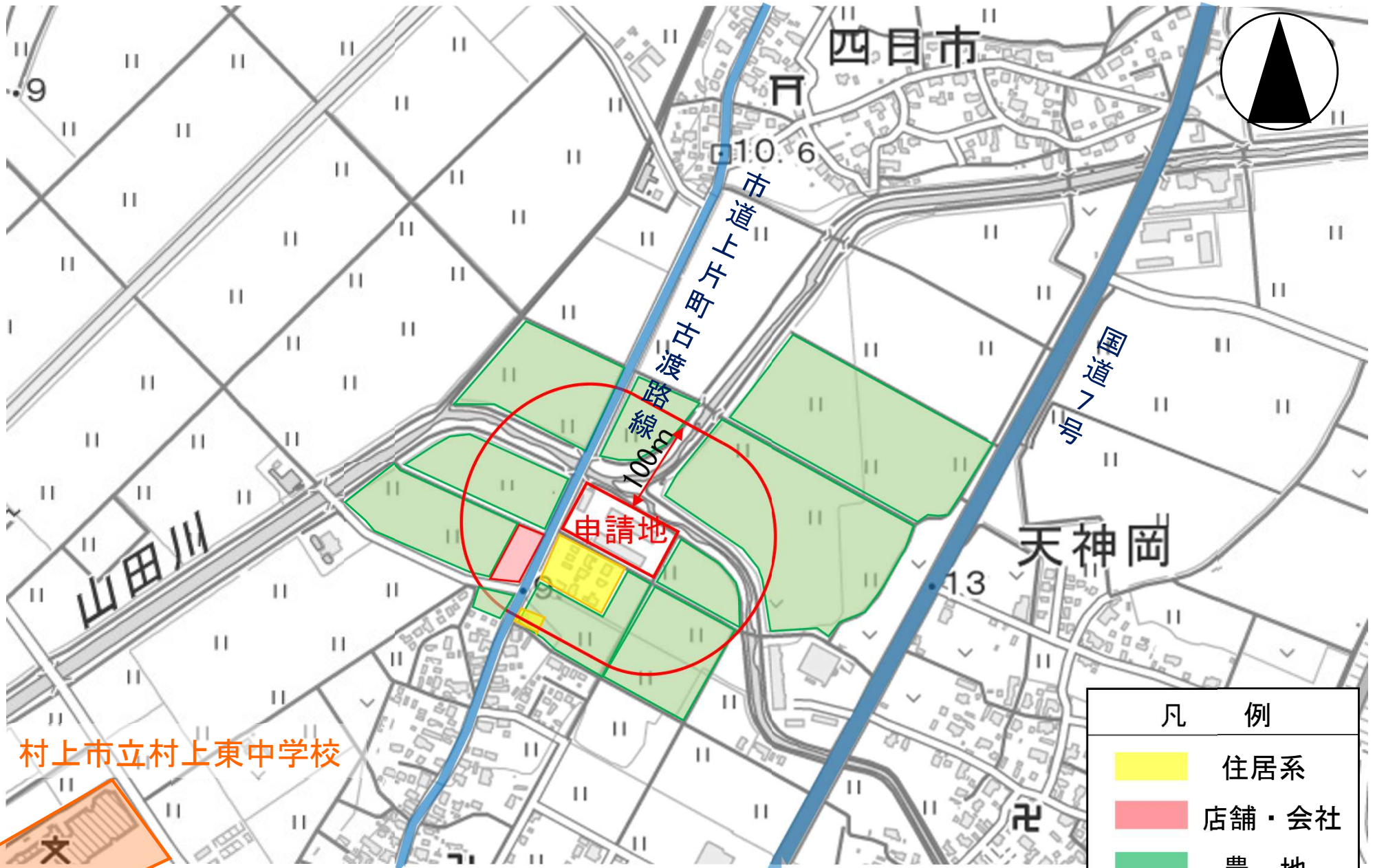
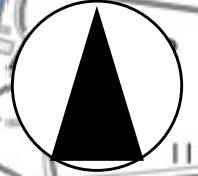
申 請 者	村上市久保多町7番3号 株式会社 加藤組 代表取締役 加藤 善典
申 請 地	村上市天神岡字庄作4番2 外7筆
都 市 計 画	都市計画区域（非線引き都市計画区域） 用途地域の指定なし
主 要 用 途	産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設
工 事 種 別	用途変更（処理施設の更新による処理能力の変更）
敷地の概要	敷地面積 6,464.15 m <sup>2</sup>
建 築 物 の 概 要	<p>&lt;現状&gt; 破砕工場（鉄骨造1階建て、延べ面積918.09 m<sup>2</sup>）ほか2棟が設置されている。</p> <p>&lt;今回計画&gt; 建築物の増築等は予定していない。</p>
処理施設の概要	<p>&lt;現状&gt; 木くずの破砕処理施設が2基（うち1基は平成15年に建築基準法第51条ただし書き許可を取得済）設置されている。</p> <p>&lt;今回計画&gt; 老朽化した既設の処理施設（処理能力：25t/日）を1基廃止し、新たに処理施設（処理能力：268.4t/日）を1基追加する。</p>
搬入出経路及び台数	<p>搬入出経路は現状と変わらず、主に国道7号、県道上山田山辺里線、県道高根村上線、市道上片町古渡路線を利用する。</p> <p>搬入出車両の台数は、現状から変更はなく、1日あたり14台を見込んでいる。</p>
生活環境影響調査	生活環境影響調査において、騒音及び振動について調査を行っている。

### 2 関連計画について

土 地 利 用 計 画	<p>申請地は、「村上市都市計画区域マスタープラン」では農業地域、「村上市都市計画マスタープラン」では農用地として位置付けられている。</p> <p>今回の計画は、老朽化した既設の処理施設を更新するものであり、建築物の増築等は予定していない。</p> <p>申請地周辺は、主に農地として利用されていること、近接する集落に対しては生活環境影響調査の結果から騒音等による影響が軽微であること、住民説明会の状況から周辺住民の理解が得られていること等から、都市計画上の支障はないと考える。</p>
-------------	--

# 付近見取図

N

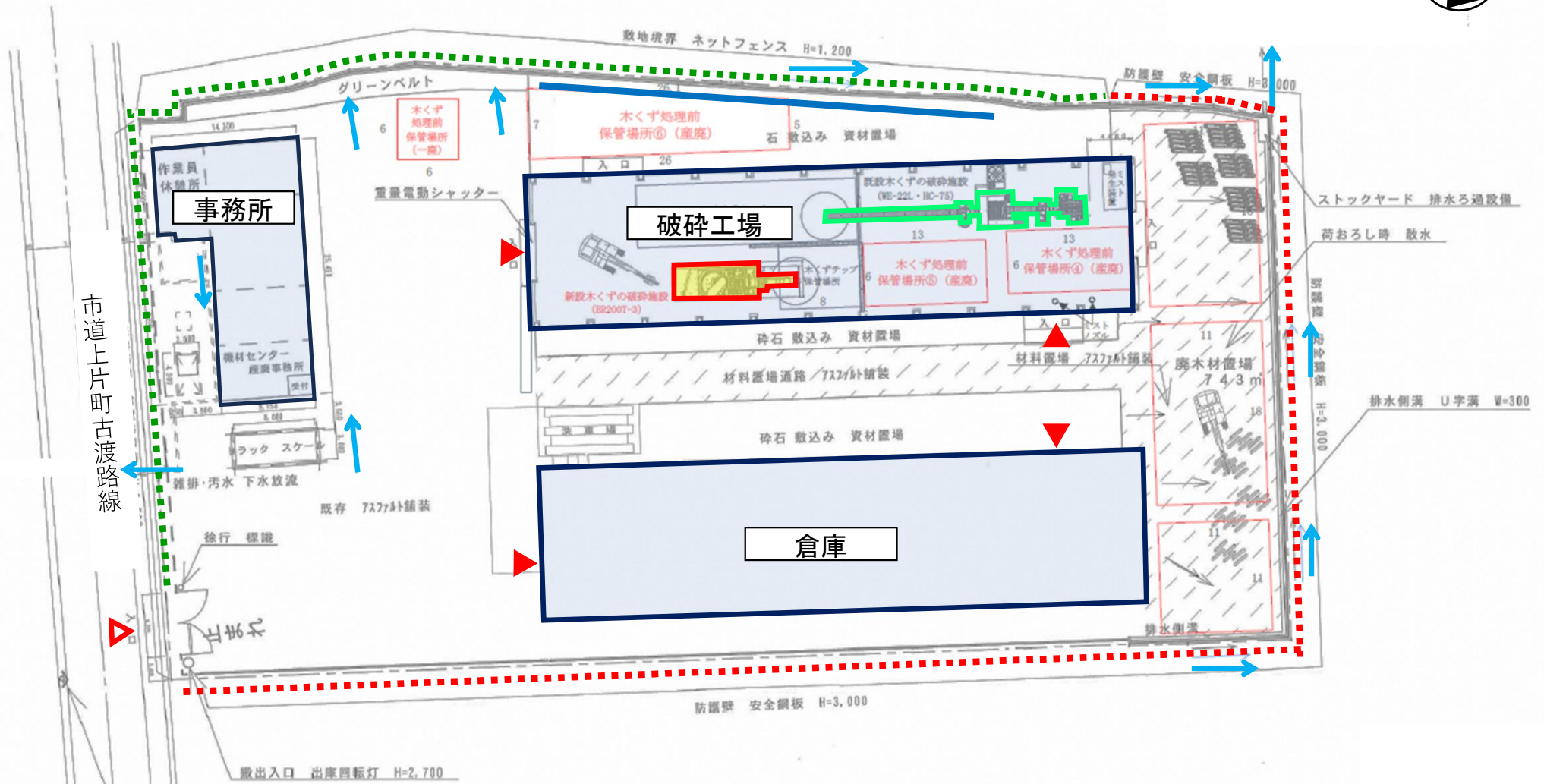


村上市立村上東中学校



凡 例	
	住居系
	店舗・会社
	農 地

# 土地利用計画図



- ▲ 敷地の出入口
- 防護壁（鋼板製）H=3.0m
- 新設の処理施設
- ▲ 建築物の出入口
- コンクリート塀 H=3.0m
- 既存の処理施設
- 木くず保管場所
- ネットフェンス H=1.2m
- 既存の建築物
- ➡ 構内排水経路